

令和元年度大気環境中のアスベスト濃度調査結果について

県内の大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、平成17年度から調査を実施しています。

令和元年度の調査の概要については、次のとおりです。

【調査方法】

調査は、住宅地域・幹線道路沿線等を代表する大気環境測定局やアスベスト使用履歴のあった工場周辺の県内の4地点において、夏季（7月）及び冬季（1月）に実施しました。

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（平成29年7月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づいて行いました。これは、位相差顕微鏡を用いて石綿以外の纖維を含む総纖維数濃度を求め、総纖維数濃度が1本／リットルを超過した場合は、電子顕微鏡で物質を同定する方法です。

【測定結果】

令和元年の夏季及び冬季において調査を実施した4地点では、総纖維数濃度が1本／リットルを超えた地点はありませんでした。

大気環境中のアスベスト濃度の環境基準は定められておりませんが、大気汚染防止法によるアスベスト製品製造工場等の敷地境界基準である石綿の濃度の10本／リットルと比較しても非常に低い値でした。

また、WHOによると、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本／リットル程度で、この程度であれば実質的には石綿のリスクはないと思われております。

表 アスベスト大気環境調査結果

調査地点		総纖維数濃度（本／リットル）	
		夏季	冬季
甲府市	丸の内一丁目	0.50	0.45
甲府市	富士見一丁目	0.48	0.14
市川三郷町	高田	0.45	0.47
都留市	田原三丁目	0.38	0.080